

ID: 104

担当部署: 町民生活課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	大河原町墓地条例 第3条		
例規番号	昭和50年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第5条 墓地を使用する者は、本町に住所を有する者でなければならない。ただし、本町に特に深い縁故があると町長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 墓地を使用する者は、墳墓の祭祀を主宰する者でなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日